様式１０

支援関係者用

退院後支援計画の取り扱いについて

○退院後に地域で自分らしい生活を安心して送れるよう、入院中から、行政機関が病院の職員と協力して退院後の支援の計画を作成します。

○退院後は、関係機関とともに、計画に基づいて地域での生活をサポートします。

○計画の期間は、原則として退院してから６ヶ月です。

○計画を作成する際には、病院の職員や行政機関の職員、その他の支援者等で原則として会議を開催します。会議に参加されない場合は、電話やメール等で連絡をすることがありますので、御協力をお願いします。

○退院後に転居される場合は、本人の同意を得て、転居先の行政機関に作成した計画の内容や支援の経過をお知らせします。

○本人の退院後支援の同意はいつでも撤回していただくことが可能としています。

○サービス等利用計画等、障害者総合支援法や介護保険法に基づく各種計画を作成する場合は、退院後支援計画との整合性を図るよう努めてください。

福岡市　区保健福祉センター（保健所）所長

健康課　精神保健福祉係　●●

連絡先

同意書

氏の退院後支援計画について、

○退院後支援計画に係る個人情報及び会議等で知り得た情報（計画の内容、支援の実施状況、本人の病状等）については、正当な理由無く漏らすことがないようにし、退院後支援以外の目的で使用しません。

○退院後支援計画に係る資料は、計画に基づく支援終了後５年間保存します。

年　　月　　日

住所

事業所名

代表者